



# 第 8 次三重県医療計画（周産期医療対策）の最終案について

---

# 計画最終案までの経緯 と パブリックコメント等の状況

- 第8次三重県医療計画（周産期医療対策）は、昨年11月の第2回三重県医療審議会周産期医療部会、12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会に中間案を示した後、三重県医療審議会において審議の上、パブリックコメント及び市町・三重県保険者協議会等からの意見聴取を行いました。これをふまえ、資料2-2のとおり計画（最終案）をとりまとめました。

## 意見募集期間

令和5年12月12日から令和6年1月10日まで（30日間）

## 意見総数

### ① パブリックコメント

---

意見はありませんでした

### ② 市町

---

意見はありませんでした

### ③ 保険者協議会

---

1件の意見がありました

# 保険者協議会からの意見と意見に対する考え方

項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
第5章 疾病・事業ごとの医療連携体制 第9節 周産期医療対策	少子化の影響で産科施設の減少する中で、県内で安心して子どもを産み育てるよう、分娩施設や母子周産期医療の充実を図るよう検討が必要であると思います。	限られた医療資源の中、安心・安全に出産ができる体制を維持するため、リスクの低い分娩については、診療所等の分娩取扱医療機関で行い、中等度以上の分娩については周産期母子医療センター等で適切な対応ができるよう、引き続き支援を行うとともに、母体・新生児搬送体制等の整備に向け協議等に取り組む旨を「取組方向2」にて反映しております。

# 中間案からの修正内容（1）

No.	該当箇所	最終案	中間案
1	全体	<p>体裁の修正（基本指標への出典欄の追加、出典の標記の統一等）</p> <p>誤字、脱字、文法用法上の修正</p> <p>本文中の各種データや基本指標等の現状値の更新</p> <p>※ 2～3月に現状値が判明するデータもあることから、引き続き修正を行う予定</p>	
2	6. 目標と施策 (1) 数値目標 <p20>	<p>周産期死亡率 目標値 2.0 <b>以下</b></p> <p>うち死産率 目標値 1.8 <b>以下</b></p> <p>うち早期新生児死亡率 目標値 0.3 <b>以下</b></p> <p>※医療計画（小児救急を含む小児医療対策）に合わせて、目標値に「以下」を追記</p>	<p>周産期死亡率 目標値 2.0</p> <p>うち死産率 目標値 1.8</p> <p>うち早期新生児死亡率 目標値 0.3</p>
3	6. 目標と施策 (1) 数値目標 <p20>	<p>就業助産師数 目標値</p> <p><b>30.5人</b></p> <p>実数（530人）</p> <p>※令和4年衛生行政報告例の公表に伴い、目標値を再計算し、変更</p>	<p>就業助産師数 目標値</p> <p>30.1人</p> <p>実数（533人）</p>

## 中間案からの修正内容（2）

No.	該当箇所	最終案	中間案
4	<p>4. 課題</p> <p>（2）産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築</p> <p>①産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築 &lt;p17&gt;</p>	<p>リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担当するといった機能分担をより一層推進することが必要です。</p> <p><u>また、限られた医療資源の中、地域で安心・安全に出産ができる体制を将来的にも維持していくためには、産科医療機関・助産所と周産期母子医療センターを共に維持していく必要があります。</u></p>	<p>出生数は減少していますが、限られた医療資源の中、安心・安全に出産ができる体制を維持するため、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担当するといった機能分担をより一層推進することが必要です。</p>
5	<p>6. 目標と施策</p> <p>（2）取組内容</p> <p>取組方向2：産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築 &lt;p21&gt;</p>	<p><u>リスクの低い分娩については、地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等で適切な対応ができるよう、引き続き支援を行うとともに、搬送体制等の整備に向け協議等に取り組みます。</u></p> <p><u>また、限られた医療資源の中、地域で安心・安全に出産ができる体制を将来的にも維持していくために、産科医療機関・助産所と周産期母子医療センターを共に維持していくことをめざします。（医療機関、周産期母子医療センター、消防機関、県）</u></p>	<p>（新規）</p>

## 中間案からの修正内容（3）

No.	該当箇所	最終案	中間案
6	6. 目標と施策 （2）取組内容 取組方向1：周産期 医療を担う人材の育 成・確保 <p21>	<u>医師と助産師の連携のもと、院内助産や助産師外 来の活用を図ります。（医療機関、各関係団体）</u>	（新規）
7	4. 課題 （3）周産期医療 ゾーン別の課題 <p18>	周産期医療ゾーン4 <u>東紀州医療圏内で将来的にも分娩可能な体制を 堅持するため、その方法等について行政、医療関係 者による検討、協議を進める必要があります。</u>	（新規）
8	6. 目標と施策 （2）取組内容 取組方向3：周産期 医療ゾーン別の課題へ の取組 <p23>	周産期医療ゾーン4 <u>東紀州医療圏内で将来的にも分娩可能な体制を 堅持するため、その方法等について行政、医療関係 者による検討、協議を進めます。（医療機関、周産 期母子医療センター、消防機関、市町、県）</u>	（新規）